

外来化学療法を実施する体制について

当院は、厚生労働大臣が定める基準を満たし、「外来化学療法加算 1」の届出を行っている医療機関です。患者さんが安心して質の高い外来化学療法を受けられるよう、以下の体制を整えています。

1. 専任の医師・薬剤師・看護師の配置

化学療法に関する十分な知識と経験を持つ専任の医師、薬剤師、看護師を配置し、治療の安全な実施と効果的な副作用管理に努めています。

2. 24 時間連絡・対応体制の整備

外来で化学療法を受けている患者さんからの緊急のご相談に対応できるように、24 時間連絡が取れる体制を確保しています。

急な体調不良や副作用の発現時には、必要に応じて緊急受入・入院が可能な体制を整えています。【緊急連絡先：073-424-5185】

3. 多職種によるカンファレンスの実施

医師・薬剤師・看護師等で定期的にカンファレンスを行い、個々の患者様の治療方針や副作用リスク管理についての情報共有を行っています。

4. 安全管理・研修の実施

抗がん剤の安全な投薬・調製・投与を行うため、定期的な職員研修を実施し、業務手順書の整備を行っています。

5. 連携医療機関との情報共有

かかりつけ医や地域の医療機関・調剤薬局と連携し、投与スケジュールや副作用の発生状況についての情報共有を行っています。

病院長